

12 その他

(1) 市税の税率及び納期一覧表(令和3年度)

税目		税率	納期	備考					
市	個人	均等割 ○ 市民税 3,500円 ○ 県民税 1,500円	(普通徴収) 第1期 6月1日から6月30日 第2期 8月1日から8月31日 第3期 10月1日から10月31日 第4期 翌年1月1日から1月31日 (特別徴収) 6月から翌年5月まで (公的年金からの特別徴収) 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月	○ 所得割税率については、平成19年度から適用 ○ 公的年金からの特別徴収は、平成21年10月から開始 ○ 均等割税率は、平成26年度から適用					
	法人	所得割 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> <tr> <td>課税総所得金額</td> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </table>	区分	市民税	県民税	課税総所得金額	6%	4%	
区分	市民税	県民税							
課税総所得金額	6%	4%							
民	法人	均等割 ① 50,000円 (②～⑨以外の法人) ② 120,000円 (1,000万円以下・50人超) ③ 130,000円 (1,000万円超～1億円以下・50人以下) ④ 150,000円 (1,000万円超～1億円以下・50人超) ⑤ 160,000円 (1億円超～10億円以下・50人以下) ⑥ 400,000円 (1億円超～10億円以下・50人超) ⑦ 410,000円 (10億円超・50人以下) ⑧ 1,750,000円 (10億円超～50億円以下・50人超) ⑨ 3,000,000円 (50億円超・50人超) ( )内金額は資本金等の金額、人数は戸市内の従業者数	原則として事業年度終了の日から2月以内	○ 均等割の税率計算に当たっての「資本金等の金額」は、「資本金及び資本準備金の合算額」を下回った場合、当該合算額にて、均等割の税率計算を行う。 ○ 令和元年9月30日以前開始の事業年度については、「100分の8.4」とあるのは「100分の12.1」、「100分の6.0」とあるのは「100分の9.7」の税率が適用					
		法人税割 「100分の8.4」。ただし、資本金等の金額が1億円未満でかつ法人税額が1千万円未満の法人は、「100分の6.0」							
固定資産税	土地家屋償却資産	100分の1.4	第1期 5月1日から5月31日 第2期 7月1日から7月31日 第3期 12月1日から12月25日 第4期 翌年2月1日から2月末日	免税点 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円					
都市計画税	土地家屋	100分の0.2							
軽自動車税(種別割)		○ 原動機付自転車 第1種50cc以下 年額 2,000円 第2種50ccを超え90cc以下 " 2,000円 第2種90ccを超え125cc以下 " 2,400円 ミニカー " 3,700円 ○ 軽自動車 2輪のもの(側車付含む) " 3,600円 3輪のもの " 3,900円 4輪乗用(営業用) " 6,900円 " (自家用) " 10,800円 4輪貨物(営業用) " 3,800円 " (自家用) " 5,000円 ○ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの " 2,400円 その他のもの " 5,900円 ○ 2輪の小型自動車 " 6,000円	5月1日から5月31日	昭和56年4月1日から月割課税を廃止 昭和59年4月1日から適用(税率) 屋根付三輪について税率の変更を平成3年4月1日から適用 平成7年4月1日から電気自動車の税率の特例措置を廃止 平成27年4月1日から適用(税率) 平成27年3月31日以前に登録した車両は旧税率を適用 ○ 軽自動車(旧税率) 3輪のもの 年額 3,100円 4輪乗用(営業用) " 5,500円 " (自家用) " 7,200円 4輪貨物(営業用) " 3,000円 " (自家用) " 4,000円 平成28年4月1日から適用(新税率) 3輪、4輪(乗用、貨物)は標準税率以外にグリーン化特例、重課税が適用					
市たばこ税		○たばこ 1,000本につき 6,122円 ※令和3年10月売渡分から 1,000本につき 6,552円 手持品課税 1,000本につき 430円	当月分を翌月末までに申告納付	○ 税率引上げ日 10月1日 ○ 手持品課税…税率引上げ日に店舗等において合計20,000本以上所持するものに、税率引上げ分に相当する税を課税					
入湯税	入湯客1人1日150円		前月分を毎月15日までに申告納付	次に掲げる者は課税を免除する ①年齢12歳未満の者 ②一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ③日帰り施設において入湯する者					
国民健康保険税		○医療分 所得割 8.00% 均等割 20,000円 賦課限度額 63万円 ○支援分 所得割 1.60% 均等割 9,500円 賦課限度額 19万円 ○介護分 所得割 1.42% 均等割 12,500円 賦課限度額 17万円	(普通徴収) 第1期 7月1日から7月31日 第2期 8月1日から8月31日 第3期 9月1日から9月30日 第4期 10月1日から10月31日 第5期 11月1日から11月30日 第6期 12月1日から12月25日 第7期 翌年1月1日から1月31日 第8期 翌年2月1日から2月末日 (公的年金からの特別徴収) 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月	○ 平成23年度から医療分の資産割、平等割を廃止 ○ 平成30年度から医療分、支援分、介護分の所得割、均等割をそれぞれ改定 ○ 令和3年度から医療分の賦課限度額を61万円から63万円に、介護分の賦課限度額を16万円から17万円に改定					

(2) 税務関係諸証明公簿閲覧状況(令和2年度)

(単位:件)

証明種類	月別													小計 (市役所分)	合計 (美笹支所・戸田公園駅前 出張所分を含む)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
納税証明	222	218	387	408	281	303	313	306	273	308	377	393	3,789	4,964	
完納証明	49	85	73	54	36	64	152	123	37	105	85	39	902	902	
所得証明	31	35	228	124	112	118	54	30	44	38	36	35	885	1,756	
課税証明	292	334	877	563	492	476	603	474	392	421	482	566	5,972	9,657	
非課税証明	148	100	318	507	466	402	358	279	173	225	190	244	3,410	5,123	
営業証明	10	5	7	8	3	11	8	5	5	9	2	6	79	79	
評価証明	543	226	269	268	212	224	239	282	199	221	216	189	3,088	3,088	
公課証明	51	154	149	131	83	107	133	111	114	100	135	77	1,345	1,345	
公簿閲覧 (土地公図・名寄帳)	6	14	69	50	43	45	64	60	44	171	165	83	814	814	
住宅用家屋証明	65	39	40	62	47	60	51	49	68	56	48	77	662	662	
その他の証明	4	3	10	3	0	1	0	14	3	3	1	3	45	45	
合計	1,421	1,213	2,427	2,178	1,775	1,811	1,975	1,733	1,352	1,657	1,737	1,712	20,991	28,435	

(注) 納税証明は、無料分及び国民健康保険税分を含む。

※コンビニ交付・スマート申請分を除く

証明種類	発行場所	
	美笹支所	戸田公園駅前 出張所
納税証明 (完納証明を含む)	110	1,065
所得証明	112	759
課税証明	371	3,314
非課税証明	332	1,381
営業証明	0	0